

介護老人保健施設トトロみのる園 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 この規定は医療法人久康会が開設する医療法人久康会介護老人保健施設トトロみのる園（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める

（事業の目的）

第2条 事業所は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理の下通所によるリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能維持・回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- 1 当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図るようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供することとする。また、認知症状のある利用者等に対して必要に応じ、その特性に応じたサービス提供ができる体制を整えるものとする。
- 3 当事業所では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 当事業所は、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 6 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 9 当事業所は、介護保険サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項

に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- 1 事業所名 医療法人久康会介護老人保健施設トトロみのる園
(通所リハビリテーション くりみ荘)
- 2 開設年月日 平成10年3月16日
- 3 所在地 宮崎県延岡市鯛名町4-2-2番地9
- 4 電話番号 0982-37-7775 FAX 番号 0982-37-6780
- 5 管理者 高見 広樹
- 6 介護保険指定番号 4550380028

(従業者の職種・員数)

第5条 事業所の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- 1 医師 1名
- 2 看護・介護従事者 5名
- 3 理学療法士・作業療法士等 1名
- 4 管理栄養士 1名

※上記の人員数は、法定人数のため上記以上の人員数を配置する。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める事業所の従事者の職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 2 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 3 看護従事者は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- 4 介護従事者は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- 5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施する。
- 6 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- 7 看護・介護従事者は、利用者の口腔機能の維持・改善の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日～土曜日

営業時間 : 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間 : 営業日の午前9時30分～午後4時

※ただし、年末年始などで利用希望者がいない場合は休みとする。

(利用定員)

第8条 利用定員は、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの利用者合わせて30名とする。

(サービスの内容)

第9条 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法等のリハビリテーション、その他必要なサービスの提供を行う。

- 1 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書の立案。
- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書に基づく医学的管理・リハビリテーション・介護の実施。
- 3 短期集中リハビリテーションの計画・実施。
- 4 認知症短期集中リハビリテーション計画・実施。
- 5 若年性認知症利用者の受入。
- 6 管理栄養士を中心に、栄養改善計画の立案及び実施。
- 7 口腔機能向上サービス。
- 8 時間延長サービス。
- 9 食事サービス（特別な食事の提供）。
- 10 入浴サービス。
- 11 相談・援助サービス。
- 12 送迎サービス。

(利用料金)

第10条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

① 食費	1食あたり500円/日
② おやつ代	1食あたり100円/日
③ 経管栄養料	500円/日

経管栄養の場合、持参していただいた際は経管栄養料の負担はない。
- ④ 送迎代は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業の実施については、延岡市（北川町、北方町、北浦町を除く）、門川町のうち、事業所より半径5kmの範囲とする。

※ 上記以外の方は応相談

(送迎)

第12条 安全に送迎サービスを提供する為、利用者又は家族等にサービス提供方法について説明を行う。

<方法>

- (1) 交通事情・利用者の状況により、送迎時間が予告時刻と前後することがある。
- (2) 送迎の際に家族不在時は必ず連絡を頂く。
- (3) 送迎車両は、運行時ライトを点灯し、運転及び乗車者全員シートベルトを着用する。
- (4) 緊急セット・緊急対応マニュアルを備える。

<人員>

- (1) 送迎人員は基本的に運転手1名で対応する。
- (2) 状態が不安定な場合や台風時等状況に応じて必要な場合には、運転手1名・介助者1名にて対応する。

(身体の拘束等)

第13条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

当事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護従事者その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第15条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護を努めるとともに、褥瘡防止対策マニュアル(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第16条 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第 17 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には事業管理者が指定した従業者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所の従業者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち合う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努める。

(事業継続計画)

第 18 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡を行う。
- 4 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)

る)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第20条 当事業所従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を順守し、業務上の指示命令に従い、事故の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、次の事項を留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第21条 当事業所従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものは除く)に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第22条 当事業所従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人久康会就業規則による。

(職員の健康管理)

第23条 当事業所従業者は、当法人が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第24条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 管理栄養士、調理師等厨房従事者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 25 条 当事業所従業者に対して、当事業所従業者である期間及び当事業所従業者でなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所従業者等が本規定に反した場合は、就業規則に則り処分を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事業のある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 当事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス内容に関する苦情相談)

第 27 条

- 1 事業所は利用者及びその家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者及びその家族の要望、苦情等に対し迅速に対応する。
- 2 事業所は苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 利用者及びその家族からの苦情に関して、市・国保連が行う調査に対し協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該の指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、市・国保連より求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

(その他運営に関する事項)

第 28 条

- 1 利用者が、正当な理由なくサービス利用に関する指示に従わないことによって、要介護状態等の程度を増進したとき、又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受けようとしたときは、基準第 26 条の規定により市町村へ通知する。

(協力医療機関等)

第 29 条

* 協力医療機関	延岡市医師会病院	TEL 0982-21-1302
	〒882-0856 延岡市出北 6 丁目 1621	
* 協力医療機関	医療法人 久康会 平田東九州病院	TEL 0982-37-0050
	〒889-0503 延岡市伊形町 4791	
* 協力歯科医療機関	斉藤歯科医院	TEL 0982-37-6480
	〒889-0513 延岡市土々呂町 4 丁目 4085-1	

付 則

この運営規程は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。